当座勘定規定

長崎三菱信用組合

１．（当座勘定への受入れ）

（１）　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（２）　手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。

（３）　証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませて下さい。

（４）　証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

２．（証券類の受入れ）

（１）　証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。

（２）　当店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

３．（本人振込み）

（１）　当組合の他の本支店、または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当組合で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

（２）　当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤送信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（第三者振込み）

（１）　第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第２条と同様に取扱います。

（２）　第三者が当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第３条と同様に取扱います。

５．（受入証券類の不渡り）

（１）　第３条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第４条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第１項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

（２）　前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

６．（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

７．（手形、小切手の支払等）

（１）　小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された

場合には、当座勘定から支払います。ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

（２）　前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

（３）　当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行ってください。

① 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。

② 小切手を使用する方法。

（４）　前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

８．（手形、小切手用紙等）

（１）　当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用し、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。

（２）　当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることおよび2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。

（３）　前２項以外の手形または小切手については、当組合はその支払いをしません。

（４）　当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

（５）　手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。（令和７年１１月２８日まで）

（６）　払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。

（７）　当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

（８）　前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

９．（支払の範囲）

（１）　呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当組合はその支払義務を負いません。

（２）　手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

10．（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払いをする場合に、その総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

11．（過振り）

（１）　第９条の第１項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金を超えて手形、小切手等の支払いをした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。

（２）　前項の不足金に対する損害金の割合は年１５％（年３６５日の日割り計算）とし、当組合所定の方法によって計算します。

（３）　第１項により当組合が支払いをした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。

（４）　第１項による不足金、および第２項による損害金の支払いがない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

（５）　第１項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12.（手数料等の引落し）

（１）　当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

（２）　当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。

13.（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、令和７年１１月２８日まで、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

14.（印鑑等の届出）

（１）　当座勘定の取引に使用する印鑑は当組合所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。

（２）　代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

15.（届出事項の変更）

（１）　手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。

（２）　前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

（３）　第１項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16.（成年後見人等の届出）

（１）　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（２）　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされた場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、直ちに書面によって届け出てください。

（５）　前４項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

17.（印鑑照合等）

（１）　手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

（２）　手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第８条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

（３）　この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第１項と同様とします。

18.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

（１）　手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載し

てください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

（２）　前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

19.（線引小切手の取扱い）

（１）　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。

（２）　前項の取扱いをしたため、小切手法第３８条第５項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

20.（自己取引手形等の取扱い）

（１）　手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。

（２）　前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

21.（利　息）

当座預金には利息はつけません。

22.（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当組合所定の方法により報告します。

23.（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

24.（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第 26 条第２項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 26 条第２項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

25.（取引の制限等）

（１）　当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（２）　前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（３）　前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

26.（解　約）

（１）　この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。

（２）　前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合

には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合

② この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

③ 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A．暴力団員等が経営を支払していると認められる関係を有すること

B．暴力団員等が実質的に関与していると認められる関係を有すること

C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

④ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一にでも該当する行為をした場合

A．暴力的な要求行為

B．法的な責任を超えた不当な要求行為

C．取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E．その他前各号に準じる行為

（３） 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し、または到着しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（４） 手形交換所の取引停止処分を受けたために当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

27.（取引終了後の処理）

（１） この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払い義務を負いません。

（２） 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

28.（手形交換所規則による取扱い）

（１） この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

（２） 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、前７条第１項かかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

（３） 前項の取扱によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

29.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１） この規定は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。

（２）　相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとします。

②　複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③　前号の充当の指定がない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

④　第２号による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）　相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当組合の定めによるものとします。

（４）　相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

30.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下『休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①　引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

②　手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③　預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本号において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

Ａ．公告の対象となる預金であるかの該当性

Ｂ．預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④　預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。

⑤　預金者等からの残高の確認があったこと（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成３１年３月１０日午前７時以降に照会したものに限ります。）、残高証明書発行依頼のあったもの）。

⑥　預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（ただし、当組合が把握できるものに限ります。）

⑦　総合口座規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（ただし、平成３１年３月１０日午前７時以降に異動が発生したものに限ります）。

31.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）　この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①　当組合預金規定の第３１条に掲げる異動が最後にあった日

②　将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③　当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります（ただし、平成３１年３月１０日以降に発した通知に限ります）。

④　この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（2）　第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期持される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①　預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②　初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合

当該事由が生じた期間の満期日

Ａ．引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）ただし、以下の条件による。

平成３１年３月１０日午前７時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成３１年３月１０日午前７時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

Ｂ．手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。

Ｃ．預金者等からこの預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本号において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

（ａ）公告の対象となる預金であるかの該当性

（ｂ）公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

Ｄ．預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。ただし、以下の条件による。

平成３１年３月１０日午前７時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成３１年３月１０日午前７時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

Ｅ．預金者等からの残高の確認があったこと。（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成３１年３月１０日午前７時以降に照会したものに限る。）、残高証明書発行依頼のあったもの。）

Ｆ．預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。

Ｇ．総合口座規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと（ただし、平成３１年３月１０日午前７時以降に異動が発生したものに限る。）

Ｈ．当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成３１年３月１０日以降に発した通知に限ります。）

③　総合口座規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと（ただし、平成３１年３月１０日午前７時以降に異動が発生したものに限る。）

他の預金に係る最終異動日等

32.（この取引に係る預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第３２条第２項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います（ただし、平成３１年３月１０日午前７時以降に異動が発生したものに限ります）。

なお、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。

33.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）　この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）　前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって､休眠預金等代替金債権の支払 を受けることができます。

（３）　預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。

①　この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②　この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③　この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④　この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）　当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①　当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して、休眠預金等代替金の支払を請求すること

③　前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

34.（規定の変更）

（１）　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2026 年 10 月 1 日現在）

小切手用法

１．　この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．　小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示を受ければ支払うことになりますから、ご承知おきください。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

３．　小切手の振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名・なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。また､改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

４．（１）　金額は所定の金額欄に記入してください。

（２）　金額をアラビア数字（算用数字１、２、３・・・　）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

（３）　金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり「壱」、「弐」、「参」、「拾」など、改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（４）　金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

５．　金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。

６．　小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないで下さい。

７．　小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。

８．　小切手用紙は当組合所定の受取証に記名・なつ印（お届け印）のうえ請求してください。　　以上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

1	2			3		4			5		6		7			8		9		10		100			1,000			10,000	
壹	壱	弌	弐	弍	貳	貮	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉　　金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

約束手形用法

1． この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2． 手形の振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名・なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

3． 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

4．（1） 金額は所定の金額欄に記入してください。

（2） 金額をアラビア数字（算用数字１、２、３・・・ ）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

（3） 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（4） 金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5． 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

6． 手形用紙の右上辺、右辺、ならびに下辺（クリアーバンド）など余白部分は使用しないで下さい。

7． 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは当組合所定の用紙により直ちに届け出てください。

8． 手形用紙は当組合所定の受取証に記名・なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 以上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

1			2				3		4			5		6		7			8		9		10		100			1,000			10,000	
壹	壱	弌	弐	弍	貳	貮	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

為替手形用法

1． この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。

2． 手形の振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。

3． 手形の振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

4． 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

5．（1） 金額は所定の金額欄に記入してください。

（2） 金額をアラビア数字（算用数字１、２、３・・・ ）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」など゜の終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

（3） 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（4）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

6． 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。

7． 当店を支払場所とする手形のお引き受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名・なつ印には当店へお届けの印章を使用してください。

8． 手形用紙の右上辺、右辺、ならびに下辺（クリアーバンド）など余白部分は使用しないで下さい。

9． 手形用紙は大切に保管してください。当店を支払場所とする手形について、万一、紛失・盗難などの事故があったときは当組合所定の用紙により直ちに届出てください。

10. 手形用紙は当組合所定の受取証に記名・なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 以上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

1			2				3		4			5		6		7			8		9		10		100			1,000			10,000	
壹	壱	弌	弐	弍	貳	貮	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。